

電動車椅子利用者のリフトまたはスロープ付福祉タクシーの運賃助成 身

リフト又はスロープ付福祉タクシーの運賃を助成します。

●対象者

- 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている人で以下のいずれかに該当する人
- ・補装具制度のうち電動車椅子の支給を受けている人
 - ・介護保険により電動車椅子のレンタルを受けている人

●助成回数

年間1人20,000円分（1,000円×20枚）
※1乗車あたりの利用枚数の制限はありません。

●助成の申請手続に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ・介護保険により電動車椅子をレンタルしている人はその契約書又は契約書の写し

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

リフトバスの貸出し 身

浜松市内に住所を有し、車いすを使用しなければ外出が困難な者を含む障害者団体に対し、地域における福祉活動を推進するためリフトバスを貸出します。運転手の手配等リフトバスの利用についてはリフトバス運行ボランティア連絡協議会が相談に応じます。

●貸出自動車

- ・友愛号 …… 18人乗り、うち車椅子4台
 - ・友愛のさと号 …… 10人乗り、うち車椅子4台
- ※友愛のさと号は、浜松市発達医療総合福祉センターの休館日のみ貸出します。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

リフト付福祉バス「友愛のさと号」の運行 身

浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」を利用する車椅子使用者の利便を図るため、JR浜松駅前（遠鉄百貨店新館1階北側タクシーのりば付近）と、浜松市発達医療総合福祉センター「はままつ友愛のさと」間を下記により運行しています。

●運行日

毎週月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

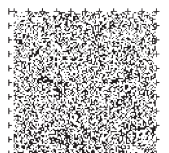
●運行経路及び予定時刻

- ・浜松駅前（9:00）→浜松市役所（9:10）→県浜松総合庁舎（9:20）
→笠井協働センター（9:50）→はままつ友愛のさと（10:00）
 - ・はままつ友愛のさと（15:00）→笠井協働センター（15:10）→県浜松総合庁舎（15:40）
→浜松市役所（15:50）→浜松駅前（16:00）
- ※尚、途中の経過時刻については交通事情により、時間のずれが生じますのでご了承ください。

●利用方法

事前に利用者氏名、利用日、乗車場所を発達医療総合福祉センターまで連絡してください。

浜松市発達医療総合福祉センター ☎586-8800



市の施設利用の減免 身 知 精

対象者が市の施設を利用する場合、観覧料及び使用料が減免されます。

ミライロIDもご利用いただけます。

※一部該当しない施設もありますので、詳しくは各施設へお問い合わせください。

ミライロID
市の施設のページはこちら→



●対象者

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人及びその介護者について、それぞれの施設の規定により減免対象となります。
- (2) 市内の障害児者福祉施設を運営する団体
※障害者総合支援法、児童福祉法等による障害児（者）施設等を運営するもの
- (3) 市内の障害児者団体で市長が認めるもの
※主として身体・知的又は精神に障がいのある人及びその介護者で構成された団体
※主として身体・知的又は精神に障がいのある人の支援者で構成された団体

●手続き

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている人が減免を受けようとするとき、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- ・障害児者福祉施設を運営する団体又は障害児者団体が減免を受けようとするときは市長が発行する認定通知書を提示し当該施設へ申請してください。
認定の交付申請には、会則、会員名簿等が必要です。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864

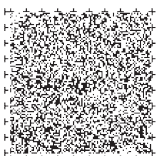
ヒアリンググループ貸出し 身

中途失聴者・難聴者の社会参加を促進するため、ヒアリンググループを貸出します。

このシステム機を利用すると、補聴器（Tマーク付）を使用している中途失聴者・難聴者が、講演会や会議等において、周囲の騒音の中でも講義等の話し声をはっきり聞こえるようになります。

●窓口

障害保健福祉課 ☎457-2864



衆・参議院議員、県知事、県議会議員、市長、市議会議員の選挙の際、自宅で郵便等による投票をすることができます。

●対象者

- (1) 両下肢、体幹または移動機能の障害で1級または2級の身体障害者手帳を持っている人
- (2) 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸または小腸の障害で1級または3級の身体障害者手帳を持っている人
- (3) 免疫または肝臓の障害で1級から3級までの身体障害者手帳を持っている人

※選挙人名簿に登録されている必要があります。

※郵便等投票の対象者のうち、自ら投票の記載をすることができない人（上肢または視覚の障害で1級の身体障害者手帳を持っている人）は、あらかじめ名簿登録地の選挙管理委員会へ代理記載をする人（以下「代理記載人」という。）を届けることにより、投票に関する記載を代理記載人にさせることができます。

詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●手続き

- (1) 郵便等投票証明書の交付を受けるためには、申請書に本人が署名のうえ、身体障害者手帳を提示してください。代理記載の申請を行う場合には本人の署名は必要ありませんが、代理記載人の届出などが必要です。
- (2) 上記の手続で郵便等投票証明書の交付を受け、この証明書を提示して投票用紙等を請求してください。

【参考】視覚障害者の人への便宜供与

目の不自由な人に便宜を図るため、音声版・点字版「選挙のお知らせ」を配布しています。
詳しくは、窓口にお問い合わせください。

●窓口

お住まいの区の区選挙管理委員会

中央区選挙管理委員会

中央区役所内 ☎457-2133

西行政センター内 ☎597-1139

浜名区選挙管理委員会

浜名区役所内 ☎585-1132

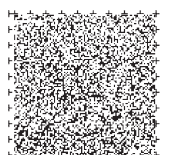
天竜区選挙管理委員会

天竜区役所内 ☎922-0013

東行政センター内 ☎424-0204

南行政センター内 ☎425-1613

北行政センター内 ☎523-3136



ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるマークです。

●配布方法

以下の窓口で配布しています。

障害保健福祉課、健康増進課、各福祉事業所社会福祉課・健康づくりセンター

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

ヘルプカード

「手助けが必要な人」と「手助けしたい人」を結ぶもので、自分から困っていることを伝えられない人が氏名や生年月日、緊急連絡先、手伝ってほしいこと等の個人情報を記載のうえ携帯し、手助けを求めたいときに使用するものです。

●配布方法

(1) 浜松市ホームページからダウンロード

(2) 窓口（障害保健福祉課、健康増進課、各福祉事業所社会福祉課・健康づくりセンター）

●問い合わせ先

障害保健福祉課 ☎457-2864

自動車改造費の補助 身

身体障害者の自立更生を助けるため自動車改造に要した費用の一部が下記により補助されます。

●対象者

- (1) 市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けている満18歳以上の肢体不自由者1、2級の人
- (2) 条件が付された免許証を所持し、自らが所有しかつ運転する自動車の操向装置及び駆動装置の一部を、身体に障がいのある人が安全に運転するために改造する必要がある人
- (3) 前年の所得が一定の所得制限限度額を超えず、経済的理由により自動車の改造が困難な人
- (4) 事故等やむを得ない場合を除いて、前回の申請より3年を経過していること。
- (5) 改造費用の支払が完了した日以後4か月以内に申請した人
- (6) 市税に滞納がない人

●補助額

自動車の改造に要した経費の2分の1以内で、100,000円を限度とする。

●手続

印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可）、自署の場合は不要）、身体障害者手帳、免許証、源泉徴収票又は所得証明書、公的年金等の収入金額証明書、改造費の見積書、領収書、車検証、預金通帳（本人名義）をお持ちのうえ窓口までお越しください。

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

